

杉四小インクルーシブプロジェクト

— インクルーシブ教育をどのように進めていくか —



子どもみらい
高円寺

はじめに

杉並区立杉並第四小学校長 高橋 浩平

今年度、本校は「インクルーシブ教育について実践・研究を進めたい」と提案し、特色ある教育として予算をつけていただきました。その予算で講師を招聘し、職員の研修会等を進めてまいりました。これまでの研修も、全て公開研修会とし、外部の方々の参加自由としてきました。平成28年12月には自主公開報告会も行い、全国各地からも参加がありました。

「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」でも『障害者の権利に関する条約』において提唱されているインクルーシブ教育システムの理念の推進に向けて、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追及することは、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していくことでもある」とあります。

本校の行っていることも、特に目新しいものではありません。私たち自身は、今取り組んでいることを拙いながらも報告し、それを下敷きにして、今後のインクルーシブ教育の在り方について考え、少しでも深められたらと思っています。このリーフレットもそのような意図で作成しました。

おわりになりましたが、本校のインクルーシブ教育の実践・研究に対して、ご支援いただいた杉並区教育委員会の皆様、また、ご指導いただきました東京家政大学教授 半澤嘉博先生、東京学芸大学教授 奥住秀之先生、茨城大学准教授 新井英靖先生、日野市立東光寺小学校教諭 石坂光敏先生、杉並区済美教育センター学校経営アドバイザー 森山徹先生に厚く御礼申し上げます。



〈7月21日 新井先生講演〉



〈11月30日 森山先生講演〉



〈12月26日 自主報告会〉

杉並区立杉並第四小学校

全体構想図

杉並区教育ビジョン2012
共に学び共に支え共に創る杉並の教育

「杉並区教育ビジョン2012 推進計画」 目標3
個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます

杉並区立杉並第四小学校
教育目標

- ①よく考えてやりぬく子ども
- ②すすんで体をきたえる子ども
- ③明るく思いやりのある子ども

研究主題 かかわりとつながりの中で育つ 高円寺のなかま

5つの柱

①小中一貫教育



②子小連携教育



③学力向上



④体力向上



⑤インクルーシブ教育



〈特別支援教育の歩み〉

昭和22年(1947年) 戦後の日本国憲法、教育基本法に基づき、学校教育法公布
昭和23年(1948年) 盲・聾学校義務制実施
昭和48年(1973年) 東京都障害児全員就学の実施
昭和54年(1979年) 養護学校義務制実施
(国法制では「特殊教育」東京都では「心身障害教育」と呼ばれた)
平成5年(1993年) 通級による指導開始(国制度として確立)
平成15年(2003年) 『今後の特別支援教育の在り方について』(最終報告)
平成19年(2007年) 特別支援教育開始
(学校教育法の改正により従来の「特殊教育」を特別支援教育に転換する)
平成24年(2012年) 「障害者の権利に関する条約」批准・発効

1. インクルーシブ教育とは

インクルーシブ(包摂する、包み込む)

エクスクルーシブ(排除する、除く)

インクルーシブ教育
排除しない教育



○「障害者の権利に関する条約」

第24条「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 2012年 文部科学省

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。(※下線は筆者)

○中教審「教育課程企画特別部会における論点整理(案)について(報告)」

(平成27年8月21日)

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において、子供たちの十分な学びを確保していく必要があり、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要がある。(※下線は筆者)

○平成23(2011)年 障害者基本法改正

○平成25(2013)年 障害者差別解消法成立

→平成28(2016)年4月1日より施行

「合理的配慮」を提供しないと障害を理由とする差別になる可能性がある。

〈合理的配慮〉

障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの

(ア) 教員、支援員等の確保

(イ) 施設・設備の整備

(ウ) 個別的教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮

「合理的配慮」は通常教育の課題ととらえることが重要である。

○東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画(案)の骨子

(H28.11 東京都教育委員会)

障害者や東京都を取り巻く状況の変化

(1) 障害者を取り巻く状況の変化

- ア 障害者の権利に関する条約
- イ 障害者基本法の改正
- ウ 障害者差別解消法の制定
- エ 発達障害者支援法の改正

(2) インクルーシブ教育システムの構築に関する考え方

ア 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

○「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて」(H28. 8)

我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」において提唱されているインクルーシブ教育システムの理念の推進に向けて、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追及することは、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していくことでもある。

○資質・能力の育成に当たっては、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていくことが重要となる。各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子供たちの一人一人の発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義を捉え直し、充実を図っていくことが必要となる。

○また、個々の子供の発達課題や教育的ニーズをきめ細かに支えるという視点から、特別支援教育や、日本語の能力に応じた支援等についても、教育課程や各教科等の関係性を明確にしながら、充実を図っていくことが求められている。

○小学校学習指導要領(案)(H29. 2)

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

○杉並区実行計画(H29. 1)

1 特別支援教育の充実

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を促進するため、個別の教育的ニーズに応じた教育の場と支援体制を整えていきます。特別な支援が必要な児童・生徒の増加を踏まえ、特別支援教室を段階的にすべての小中学校に設置します。また、学習支援教員を全小中学校に配置するなどの支援体制を充実します。これらの取組等を通して、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育の一層の推進を図ります。

※インクルーシブ教育…障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶこと。

○国や都は「インクルーシブ教育システム」という言い方で「インクルーシブ教育」そのものには言及していない。

○国や都の考えとしては、特別支援教育を進める中でインクルーシブ教育システムを実現していくという考え方である。

○インクルーシブ教育は特別支援教育とイコールではない、相対する考え方だ、という研究者の方もいる。

**インクルーシブ教育は「共生社会」に向けての取組、といえる。
現状では多分に理念的なものである。**

2. 杉四小の考えるインクルーシブ教育(3つの視点)

(1) 「できないことをほったらかしにしない教育」

障害のある子だけではなく、学力に課題がある子、生活面で課題のある子もすべてインクルーシブ教育の対象と考える。

(2) 「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」

杉並区教育ビジョン2012の理念に沿った教育。杉並区教育ビジョン2012推進計画の目標3「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」を進めていく。

(3) 障害理解教育を含めて

従来の「障害理解教育」も「インクルーシブ授業」と捉え、インクルーシブ教育を広い概念として押さえる。杉四小では、障害者・高齢者等との「ふれあい集会」、全盲のドラマーの方との「インクルーシブ授業」等を行ってきた。



3. 杉四小で取り組んでいること

(1) 通常学級で担任ができる支援

支援が難しい・できないと考えるのではなく、「担任としてできる部分は何か」を考えて、実行していく。

- ①授業準備や用意などの個別的支援・具体的な指示。
- ②テストの文章を担当がそばで読む、キーワードに線を引く、等の個別支援。
- ③朝、放課後等で個別に関わる時間をつくり、個別の援助を行う。
- ④給食の配膳時等に個別的指導。
- ⑤下学年の内容のプリントを用意する。
- ⑥わかりやすい指示をし、視覚的に情報を整理する。ことばだけの指示にしない。
- ⑦ICT教育の推進、電子黒板等の使用
- ⑧座席の工夫 教室のはしや角がよいのか、前か後ろか
- ⑨集団の工夫 担任や人間関係を考慮した集団づくり
- ⑩教師の立ち位置の工夫 前、横、児童のそば、全員が見渡せる位置

※⑧⑨⑩は、通常当たり前に行っていることといえなくもない。

しかし、そうしたことをきちんと配慮・支援という形で捉え、継承していく必要がある。

(2) 学習支援教員による取り出し指導

区の非常勤職員である学習支援教員(週2日勤務)による個別の取り出し指導。校内委員会で個別の取り出しが必要な児童を決め、保護者及び本人の了解を得て行っている。



〈校内委員会〉

- 校長・副校長
- 特別支援コーディネーター（養護教諭）
- 教務主任、生活指導主任、SC（いじめ防止委員会を兼ねる）

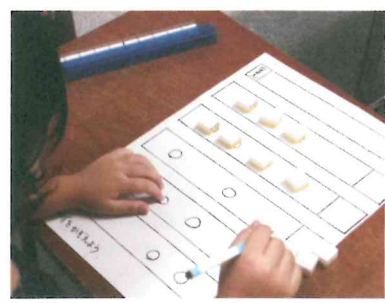
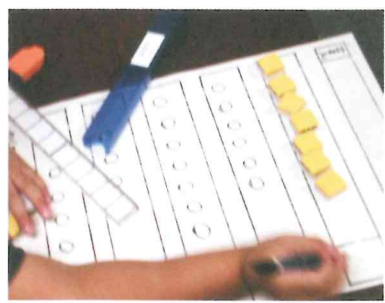
- 区の特別支援教育課の支援チームに入ってもらうこともある。
- 原則月一回、状況に応じて適宜開催。
- 今年は大学教員にスーパーバイザーとして参加してもらった。

〈取り出し指導の決定まで〉

- ① 校内委員会で検討する（指導内容や指導方法も含めて）。
- ② 担任を通じて保護者に了解をとる。
- ③ 特別支援コーディネーターが時間割を調整する。
- ④ 特別支援コーディネーターが学習支援教員と相談しつつ指導する。



その子のできる課題を用意して行う場合もある。



（3）支援員による支援

区の特別支援教育課から通常学級支援員が一名配置されている（支援の必要な児童に応じて派遣）。児童の安全管理が主たる仕事で指導はできない。

体育や図工、音楽、生活等活動や運動が入る場面で効果的である。

一日の活動を支援記録に残す。

（4）学生ボランティアを活用した支援

支援の必要な児童に優先順位をつけ、学生ボランティアについてもらい、安全管理等を行っている。支援員と同じように支援記録を記入して共有する。（学生のボランティアは区で予算化されているボランティア費用で謝金を支払っている。）

（5）算数少人数指導での指導

低学年の算数を少人数指導で行うため、都講師が配置されている。人数割、グループに配慮しながら、支援の必要な児童にきめ細かく指導をしている。

大きい集団では話が聞けない子、発言ができない子、ゆっくりでないと学習出来ない子等が、少人数指導では活躍の場面があることで、自信をもてるようになってきている。

（6）補習授業と夏季パワーアップ教室

7月の土曜授業で学生ボランティアにテストの丸つけをしてもらう。（本校では7月の土曜授業と3月の土曜授業を補習授業に位置付け、学生ボランティアに来てもらっている。）

7月の結果を受けて夏季パワーアップ教室を実施する。

低学年にはボランティア等で指導者を多くつける。杉並区済美教育センターで作成された算数の基礎学習教材も使用した。



【問題用紙を裏返すと色磁石の色が揃っているかどうかで正答のチェックができる】

（7）放課後算数教室

学校支援本部の協力を得て、NPO 法人の団体が週に1回放課後、補習教室を行った。2年生以上の希望児童を対象に算数の指導を行う。30人前後の児童に講師が5～6人。プリント学習が主で指導を進める。

（8）放課後の補習

1、2年生の木曜日（5時間授業）の6時間目を補習の時間にし、保護者の了解を得て個別の補習を行っている。担任の他に管理職も入って指導を行う。

その子がわかるプリント（学習）を行う。場合によっては下学年の内容を扱うこともある。

（9）情緒の安定を図るための取り出し

教室で不安定になり暴言を吐いたり、乱暴な行動をしたりしてしまう児童に対して、

→教室からいったん出し、クールダウンを図る。

→落ち着いたところでプリントを実施等の取組をしてきた。

（10）読みのアセスメント（多層指導モデル MIM）の実施

読みのアセスメント（多層指導モデル MIM、学習研究社）を1、2年生に実施し、標準得点表と比べることで、今の児童の実態を担任と共有した。

〈放課後算数教室〉



図書室で実施



帰りの会の
あと教室で
実施



〈多層指導モデル MIM〉



〈放課後補習〉



4. 実践を振り返って

(1) 1年生のスタートを丁寧にきめ細かく

- ・人手が必要ならば、できるだけ人手を確保する。
- ・担任だけに負担を負わせない。
- ・管理職・保護者と相談しながら、その子にあった支援の仕方を考える。



(2) その子に合わせた教材を用意すること

その子が意欲・関心を持って取り組める教材を用意して学習する。

- 例 絵本「たべものあいうえお あっちゃん あがつく」
パズルなど具体的操作ができるもの



5. 今後の課題

(1) 家庭との役割分担、連携

学期に一回の管理職を含めた個人面談等を実施しているケースもある。基礎的な学習は家庭で行い、学校での支援は該当学年の学習を中心にしているケースもある。児童の実態を学校と家庭で共通理解しておくことが重要である。

(2) 学力向上とインクルーシブ教育

学力に課題のある児童の中には①基礎的な力（文字の読み書き、数の概念等）が十分ついていない②集中して学習に取り組むことが出来ない③コミュニケーションに課題がある（指導者の指示がうまく伝わっていない、自分の思いや考えをうまく伝えられない）ケースがある。一律の指導ではなく、それぞれの実態に応じた支援を考えて実施していく必要がある。

(3) システムとしての通常学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校の位置付け

インクルーシブ教育システムとしての「多様な教育の場」は必要であるが、それぞれの場で何が、どこまでできるのかを整理することが必要。特に通常学級での指導・支援の在り方について「できることはなにか」をもっと提案していくことが求められている。

一方で、来年度開設される「特別支援教室」の質の向上、特別支援学級の質の向上、特別支援学校の質の向上も進めていく必要がある、と考えている。

(4) 学級の中での発達障害や「ちょっと変わった子」への理解

学級の中で、「ちょっと困っている子」を阻害、排除する方向ではなく、受け入れ、お互いを理解していく取組をどう進めていくことができるのか。子どもたちの人間関係は一樣ではない。担任として丁寧な、ねばり強い取組が必要であると考えている。そうした時に担任だけを孤立させずに、学校全体で支援できる体制をつくることも大事になってくると思われる。

(5) 学級経営としてのインクルーシブ教育

前掲の（４）とも関連するが、集団の中で個々の理解を進めるということは、「学級経営」と密接に関わる。「特別支援教育」もまた「学級経営」が鍵であると考えているが、インクルーシブ教育も学級経営の中でどれだけインクルーシブ教育の視点を入れていくことができるかが重要である。

インクルーシブ教育で最も重要な視点は通常の学級の改革である。



杉並区立杉並第四小学校

〒 166-0002 東京都杉並区高円寺北 2-14-13
Tel 03-3339-5241 Fax 03-3339-8593
<http://suginami-school.ed.jp/sugi4shoubg/>